

本業の充実化や副業・兼業労働者に対する適切な保護を実施しないまま
副業・兼業を推進することに反対する総会決議

本年8月8日、厚生労働省の「副業・兼業の場合の労働時間管理の在り方に関する検討会」は、副業・兼業の場合の労働時間管理の在り方に関する報告書をまとめた。その中では、上限規制や割増賃金の算定の場面において、異なる使用者で就労する場合に人単位の労働時間の通算を否定し、事業主単位で通算すればよいとする選択肢が示されている。かかる報告書をもととして、労働政策審議会労働条件分科会にて副業・兼業労働者の労働時間管理の具体的方法に関する検討が行われている。

しかし、現状でも、副業・兼業労働者の長時間労働は野放し状態にあり、これではますます長時間労働を助長することになる。割増賃金制度の趣旨は長時間労働の抑制にあるのだから、これと相反する法解釈を行うべきではない。昨年国会で成立した労働時間の上限を設け罰則付きで規制することにした労働基準法改正の趣旨にも反するものである。副業・兼業労働者の長時間労働を抑制し、これら労働者の生命・健康を保護するべく、本業先・副業先にはそれぞれの就業先における労働時間を適切に把握させるとともに、当該労働者に副業・兼業先での労働時間を報告させる義務を課すなどの方法により、人単位での労働時間通算を厳格に義務付け、長時間労働が認められる場合には労働安全衛生法所定の健康管理措置を実施させることが必要である。

また、現状の労災実務では、副業・兼業をしていたとしても、過重性判断の際に本業先と副業先との労働時間の通算が認められていないため、本業と副業とを合わせて過労死ラインを超える長時間労働をしていたとしても、労災としては認められないことになってしまう。その上、労災の支給額の算定は、労災に遭った勤務先から得ている賃金のみを基に行われているため、仮に労災として認められた場合であっても、著しく低い給付しか納められないことになっている。このような実務運用を改め、副業・兼業労働者が安心して働けるような労災補償を行うための法整備を進めていくべきである。

日本労働弁護団は、副業・兼業労働者の保護を適切に実施しないまま、副業・兼業を漫然と推進していくことには断固反対である。

2019年11月9日 日本労働弁護団第63回全国総会